

審査基準(老人憩の家)

区分		審査項目		審査基準
		大項目	中項目	
提案内容	1	基本的な考え方	施設の性格や目的等に合致した方針があること	基本方針や提案全般を通じて、市の方針、施設の性格、設置目的、業務等を的確に理解し、指定管理者となる意義や責務を認識しているか。
	2		市民の平等な利用が確保されていること	正当な理由なく一部の市民に利用制限や優遇をしたりすることはないか。
				公共の仕事という倫理性や法令遵守について認識し、対応しているか。
	3		施設の効用が最大限発揮されていること	利用者の利便性向上、経費の節減、業務の効率化に継続的に取り組む姿勢や具体的な方策等はあるか。
				周辺環境や地域住民等へ配慮した提案がなされているか。
	4		団体の運営状態	
		市や関係団体と緊密に連携し責任をもって事業に取り組む姿勢があるか。		
	5	事業計画	施設管理運営の実施方針（合目的性）	施設管理や事業運営に関する実施方針は、市が示す施設運営方針や管理の基準等に適合しているか。
			事業の取り組み方、施設の運営体制や組織（責任性、実効性）	年間の事業を適切に把握し、実行できる計画内容になっているか。
				業務遂行に必要な人員体制や配置人員は適切であるか。
				適正な管理や経理（明瞭性、規律性）
			施設や付属設備の点検作業を適切に行うことができるか。	
			施設運営について、改善姿勢はあるか。	
			安全管理、緊急時等の対応（安全性）	事故防止や防火等の安全対策を講じているか。
				個人情報保護等の対策を講じているか。
				過去の実績等
	6	経済性		収支の均衡はとれているか、収入や経費は漏れなく計上しているか。
		合 計		